1-③ 【期間限定商品】

《定期預金『ふくし300』》

商品名	定期預金「ふくし300」			
お取扱期間	2025年4月1日	(火) ~ 2026年3月31日(火)		
	○ 下記の年金(手当)を当金庫にて現在お受取りいただいているお客さま			
ご利用頂ける方	○ 新しく下記の年金(手当)のお受取りの手続をされたお客さま			
		対象となる年金 (手当)	ご提示いただく証書	
		◎障害福祉年金 ◎障害年金		
	(旧)国民年金	◎母子年金 ◎準母子年金	国民年金証書	
		◎遺児年金 ◎老齢特別給付金 ◎寡婦年金		
		◎障害年金 ◎遺族年金		
	(旧)厚生年金	◎通算遺族年金 ◎特例遺族年金	厚生年金保険年金証書	
	(船員保険含む)	◎寡婦年金 ◎かん夫年金	船員保険年金証書	
		◎遺児年金		
	 国民厚生年金	◎障害基礎年金 ◎遺族基礎年金	国民年金証書・国民年金	
	国八字王十亚	◎障害厚生年金 ◎遺族厚生年金 ◎寡婦年金	厚生年金保険年金証書	
	共済年金	◎障害年金 ◎遺族年金 ◎通算遺族年金	共済組合年金証書	
		◎障害共済年金 ◎遺族共済年金	八川並口 並配目	
	恩給	都道府県による恩給のうち遺族・障害年金に該当	恩給・年金証書	
		する年金		
		◎児童扶養手当 ◎特別児童扶養手当		
		◎障害児童福祉手当 ◎特別障害者手当	各種手当証書	
	各種手当	◎福祉手当	手当受給者証明書	
		◎原子爆弾被爆者に対する援護に関する手当(医	·>	
		療特別手当・特別手当・健康管理手当・保険手当)		
	※対象となる年金(手当)が支給停止となっている場合は、ご契約いただけません			
Halling of A - of the	※ご利用には対象となる年金(手当)の証書のご提示が必要となります			
定期預金の種類	スーパー定期			
期間	·	定型方式:1年(単利型)		
お預け入れ	預入方法:一括預入			
	預入金額:1円以上300万円まで			
+/ 三十汁	預入単位:1円単位			
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします ・金利は預入時のスーパー定期店頭表示の金利を基準とし、次の金利を適用します			
金利	・筮利は預入時のスーパー定期店頭表示の筮利を基準とし、次の筮利を適用します ・スーパー定期預金の店頭表示金利に+0.30%			
	・お預け入れ時の金利は満期日まで適用します			
	・金利は店頭窓口までお問い合わせください			
	計算方法:付利単位を1円、1年を365日とする日割り計算			
利 息		:満期日以後に一括して払い戻しいたします		
	満期日前に解約をする場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻しいたします			
中途解約時の	預入期間 6ヵ月未満: 普通預金金利			
お取扱い	6 ヵ月以上1年未満:約定利率×50%			
税金	利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます)			
	※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税さ			
	※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税される為、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかかります。			
	40 25 mg、 20.010/0 (四元 10.010/0、 20/2) 1元 0/0/ マスル 22 / 0 / 0 / 0 / 0 / 0 / 0 / 0 / 0 / 0			
			(次頁に続く)	
	1		(アガドノ)	

	苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室	
		(9 時~17 時、電話:0120-00-2085) にお申し出ください。	
	紛争解決措置	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、	
		第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも	
		可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室また	
		は全国しんきん 相談所 (9 時~17 時、電話:03-3517-5825) にお申し出ください。ま	
		た、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも	
		可能です。	
		なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際に	
		は、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議	
		システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛	
		争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫	
		お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。	
その他の参考 となる事項	・しんきん通帳アプリ上でのお預け入れはできません。 ・マル優がご利用いただけます(マル優の申告にはマイナンバーの届け出が必要です) ・自動継続扱い、総合口座扱いはできません。 ・年金(手当)をお受取の店舗のみでご利用ください。 ・預金保険の対象となります。預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます) ・お取扱期間内であっても金融情勢の変動により、お取扱いを変更または中止する場合があります・この預金はスーパー定期{自由金利型定期預金(M型)}規定(単利型)によりお取扱いいたします。本預金をご利用の際には、必ずご覧ください。		